FACILITY PARTNERS INC.
FPI
ファシリティ パートナーズ株式会社

2024 年 10 月吉日

宅地建物取引事業者　各位

ファシリティ パートナーズ株式会社
東京都中央区日本橋堀留町 1-2-10
適格請求書発行事業者登録番号
Ｔ７０１０００１１０１９９５

不動産取引に係る重要事項調査報告書等の発行手数料に関するインボイス対応について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます

さて、2023 年 10 月 1 日から開始された消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における不動産取引に係る重要事項調査報告書等の発行手数料につきまして、下記弊社対応方針をご案内申し上げます。

敬具

記

１．従来通り、重要事項調査報告書等発行手数料の領収書・請求書の発行はいたしません。発行手数料の振込明細票をもって領収書に代えさせていただきます。
２．振込明細票におけるインボイスの要件を満たす補足資料を、次ページにご用意しておりますので、保存をお願いいたします。
３．適格請求書補足資料について

【適格請求書記載要件と振込明細票、補足資料の対応表】

①	適格請求書発行事業者の名称及び登録番号	：補足資料参照
②	取引年月日	：振込明細票の振込日参照
③	取引内容	：補足資料参照
④	税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率	：振込明細票と補足資料参照
⑤	税率ごとに区分した消費税額等	：補足資料参照
⑥	書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	：振込明細票の振込人名参照

以上

適格請求書補足資料（不動産取引に係る重要事項調査報告書等の発行手数料）

弊社は、不動産取引に係る重要事項調査報告書等の発行手数料に関して、領収書を発行いたしません。

弊社は、発行手数料の振込明細票と本補足資料をもって、発行手数料の適格請求書といたします。

<table>
<tr><td>発行者</td><td>ファシリティ パートナーズ株式会社</td></tr>
<tr><td>発行者住所</td><td>東京都中央区日本橋堀留町1-2-10</td></tr>
<tr><td>発行者の適格請求書発行事業者登録番号</td><td>T7010001101995</td></tr>
<tr><td>取引年月日</td><td>重要事項調査報告書発行手数料の振込明細表に記載された振込日を参照</td></tr>
<tr><td>取引内容
（提供サービス及び調査報告書発行手数料内訳）</td><td>
「①重要事項調査報告書」を1部発行
<table>
<tr><th>発行書類</th><th>発行手数料</th></tr>
<tr><td>①重要事項調査報告書</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>税抜金額合計（対象消費税率10%）</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>消費税額（対象消費税率10%）</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td>税込金額合計</td><td>11,000円</td></tr>
</table>
「②管理規約・使用細則 （写）」を1部発行
<table>
<tr><th>発行書類</th><th>発行手数料</th></tr>
<tr><td>②管理規約・使用細則 （写）</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>税抜金額合計（対象消費税率10%）</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>消費税額（対象消費税率10%）</td><td>500円</td></tr>
<tr><td>税込金額合計</td><td>5,500円</td></tr>
</table>
「③長期修繕計画書（案）」を1部発行
<table>
<tr><th>発行書類</th><th>発行手数料</th></tr>
<tr><td>③長期修繕計画書（案）</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td>税抜金額合計（対象消費税率10%）</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td>消費税額（対象消費税率10%）</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>税込金額合計</td><td>1,100円</td></tr>
</table>
上記①～③を１部ずつ発行
<table>
<tr><th>発行書類</th><th>発行手数料</th></tr>
<tr><td>①重要事項調査報告書</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>②管理規約・使用細則 （写）</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>③長期修繕計画書（案）</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td>税抜金額合計（対象消費税率10%）</td><td>16,000円</td></tr>
<tr><td>消費税額（対象消費税率10%）</td><td>1,600円</td></tr>
<tr><td>税込金額合計</td><td>17,600円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</td><td>重要事項調査報告書発行手数料の振込明細表に記載された振込人名を参照</td></tr>
</table>